

BCP（感染症）

業務継続計画（BCP）とは

大地震などの災害が発生すると、通常どおりに業務を実施することが困難になります。業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した対策を計画書としてまとめておくことが重要です。

介護施設等では、災害が発生した場合「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられています。

一方、利用者の多くは日常生活や健康管理、生命維持を介護施設等に依存しており、サービス提供が困難になることは利用者の生活・健康・生命の支障に直結します。

これらの理由から、介護施設等は他の業種よりもサービス提供の維持・継続の必要性が高いといえます。

法人名：株式会社楓

事業所：ケアサービスりらいふ

事業所所在地：神戸市岡本 2 丁目 10-15-107

TEL 070-5026-9428

作成日：2025年4月1日

作成者 管理者

1. 基本方針	① 利用者の安全確保 ② 従事者の安全確保
---------	--------------------------

2. BCP 発動条件 どの段階で感染者が発生した場合に BCP を発動するか	神戸市内で 100 名以上 当事業所で 1 名以上 関連事業で 1 名以上 その他、事業所判断
--	--

3. BCP 発動時の指揮系統 当事業所は小規模であることから、複数の担当者を配備するのが困難である。よって、管理者の一元管理の下、従事者へ指揮を行う。また、管理者が感染し指揮が行えない場合は、サ責が行う。サ責と管理者が同一の場合は、事業者（株式会社楓）の取締役が従事者と連携し指揮を行うものとする。		
管理者非感染時（通常） 管理者 ↓ 従事者	管理者感染時 サービス提供責任者 ↓ 従事者	サ責と管理者が同一 事業者取締役 ↓ 従事者

4. 予防対策 (1) 感染症情報の収集、共有 (2) 利用者・従事者の健康状態の確認の強化（バイタルチェックなど） (3) マスク・手洗い・うがい・アルコール消毒などの基本的感染症対策 (4) 共用物品の消毒の徹底 (5) 事業所でのアルコール消毒液やマスク、手袋の貯蓄

5. 感染者対策（従事者が感染した場合） (1) 従事停止 (2) 発症日やバイタル、既往歴の確認 (3) 濃厚接触者の特定及び報告、消毒作業等の速やかな実施 (4) 従事者との定期連絡 (5) 必要に応じ神戸市や保健所等の公的機関への連絡・相談
--

5－1．感染者対策（利用者が感染した場合）
（１）発症日の確認、健康状態の確認 （２）サービスの提供が必須（身体介護等）ではない場合のサービスの一時停止 （３）担当ヘルパー（濃厚接触者の場合）の一時自宅待機 （４）利用者との定期連絡 （５）必要に応じ神戸市や保健所等の公的機関への連絡・相談

以上、BCP（感染症）

感染症に情報サイト
厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html
神戸市 https://kobecity-kmss.jp/
兵庫県 https://web.pref.hyogo.lg.jp/iphs01/kansenshou_jyoho/infectdis2.html